

地方自治法第199条第4項の規定により、平成29年度定期監査を実施しましたので、その結果を同法同条第9項の規定により報告します。

御所市監査委員 和田 正吾

御所市監査委員 武藤 公介

平成29年度 定期監査等結果報告書（第2次）

1. 監査の対象課、執行年月日

監査の対象課等	予備監査実施期間	定期監査及び講評日
税 務 課	平成29年11月27日～11月29日	平成29年12月25日
秘 書 課	平成29年12月21日～12月22日	平成30年 1月22日
行 革 財 政 課	平成29年12月26日～12月27日	平成30年 1月22日
人 事 課	平成29年12月12日～12月14日	平成30年 1月23日
総 務 課	平成29年12月15日～12月20日	平成30年 1月23日
選 挙 管 理 委 員 会	平成29年12月15日～12月20日	平成30年 1月23日
収 税 課	平成30年 1月 5日～ 1月10日	平成30年 1月25日
議 会 事 務 局	平成30年 1月11日～ 1月12日	平成30年 1月25日
出 納 室	平成30年 1月15日～ 1月16日	平成30年 1月25日

2. 監査の対象事項

平成28年度の財務等に関する事務。

3. 監査の方法

地方自治法第199条第8項の規定により、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、事務局による予備監査を実施し、その結果を踏まえて、監査委員による定期監査及び講評を実施した。

また、監査時において、関係する書類・資料を試査照合、及び関係職員からの事情聴取等による方法で実施した。

4. 監査を行った監査委員

和田 正吾 武藤 公介

5. 監査の結果

今回監査を実施したところ、単純な誤謬に起因するもの等軽易なもの、不当とするには具体性に乏しいが注意する必要があると認められるもの、早期に是正改善することが必要と判断されるものなど見受けられたが、監査当日に指摘を行ったものの内、公表は行わないが注意事項として改善を書類で求めるものや意見・要望としたものを除く別添については、公表する指摘事項として改善等を書類で求めることとした。

定期監査 是正改善事項

【総務課】

予算執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 委託及び契約事務について

- ① 契約書について、定められた契約締結期間の経過後に契約締結が行われている事例が見受けられた。

「御所市契約規則第19条」に基づき、適正な契約事務を行われたい。

・ 情報システム室・サーバー室警備機器 2,667,600円 他2件

(入札日：平成28年3月22日 契約日：平成28年4月1日)